

平成31年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	10	府省庁名	金融庁
対象税目	<u>個人住民税</u> 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）		
要望項目名	NISA 制度の恒久化等		
要望内容 (概要)	<p>・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要）</p> <p>NISA は、家計の安定的な資産形成と経済成長に必要な成長資金の供給拡大の両立を図ることを目的として、平成 26 年 1 月より導入された制度である。その後、平成 28 年 1 月からは若年層への投資のすそ野を拡大する観点から「ジュニア NISA」が導入されており、また、平成 30 年 1 月からは長期の積立・分散投資を強く後押しする観点から「つみたて NISA」が導入された。</p> <p>・ 特例措置の内容</p> <p>家計の安定的な資産形成を継続的に後押しする観点から、以下の項目について措置を講じること。</p> <p>① NISA 制度の恒久化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ NISA 制度（一般・ジュニア・つみたて）について、恒久措置とすること。 ・ なお、「つみたて NISA」については、開始時期にかかわらず、20 年間の長期・積立・分散投資のメリットを享受できるよう、制度期限（平成 49 年）を延長すること。 <p>② NISA 制度の利便性向上等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ NISA 口座を保有する者が、海外転勤等により一時的に日本を離れている間であっても、引き続き NISA 口座を利用できるようにすること。 ・ 成年年齢が引き下げられたことを踏まえ、NISA 制度の利用開始年齢を引き下げること。 ・ NISA 口座で保有する上場株式等を他の年分の非課税管理勘定に移管する際に提出するロールオーバー移管依頼書について、電磁的方法による提出の簡素化を図ること。 ・ 「一般 NISA」勘定と「つみたて NISA」勘定の期中における変更手続について簡素化を図ること。 		
関係条文	<p>地方税法附則第 35 条の 3 の 2、第 35 条の 3 の 3、 地方税法施行令附則第 18 条の 6 の 2、第 18 条の 6 の 3、 租税特別措置法第 37 条の 14、第 37 条の 14 の 2 等</p>		
減収 見込額	<p>[初年度] — (—) [平年度] — (—)</p> <p>[改正増減収額] — (—) (単位：百万円)</p>		
		ページ	10— 1

<p>要望理由</p>	<p>(1) 政策目的 NISA 制度の恒久化等により、同制度の更なる普及・利用促進を図るとともに、家計の安定的な資産形成を継続的に後押しする。</p> <p>(2) 施策の必要性 NISA 制度については、口座数・買付額ともに順調に推移し、家計の安定的な資産形成のツールとして広く定着しつつあるが、時限措置であるため、制度の持続性の確保を求める声が多い。 ※1 口座数：約 1,168 万件、買付額：約 13.9 兆円（一般・つみたての合計、平成 30 年 3 月末時点） ※2 「一般 NISA」及び「ジュニア NISA」は平成 35 年まで、「つみたて NISA」は平成 49 年までの時限措置</p> <p>特に、「つみたて NISA」については、本年から投資を開始する者は 20 年間のつみたて期間が確保できる一方、来年以降は、つみたて期間が 1 年ずつ縮減し、長期の積立投資を奨励する制度であるにもかかわらず、20 年のつみたて期間が確保されない状況にある。</p> <p>また、NISA 制度の更なる普及・利用促進を図る上では、利便性の向上等を図っていくことも重要である。</p> <p>これらを踏まえ、上記の措置を要望するものである。</p>
<p>本要望に対応する縮減案</p>	<p>なし</p>

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	<p>「未来投資戦略2018—『Society5.0』『データ駆動型社会』への変革—」（平成30年6月15日閣議決定）・抄</p> <p>第2 具体的施策</p> <p>II. 経済構造革新への基盤づくり</p> <p>[2]大胆な規制・制度改革</p> <p>2. 投資促進・コーポレートガバナンス</p> <p>(3) 新たに講ずべき具体的施策</p> <p>iv) 活力ある金融・資本市場の実現を通じた円滑な資金供給の促進</p> <p>②家計の安定的な資産形成の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> 本年1月にスタートしたつみたてNISAの普及や利用促進を図る観点から、利便性向上に向けた方策を検討するとともに、官民における職場環境の整備（「職場つみたてNSIA」の導入）を促進する。また、スマートフォン等を情報源とする若年世代に対しても効果的に働きかけを行うため、新たな情報発信チャネルを通じた取組を進める。
	政策の達成目標	NISA 制度の普及・利用促進により、家計の安定的な資産形成の促進と経済成長に必要な成長資金の供給拡大の両立を図ること。
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	恒久措置とする。
	同上の期間中の達成目標	（「政策の達成目標」と同じ）
政策目標の達成状況	平成30年3月末時点で、NISA（一般・つみたて）の口座数は約1,168万口座、買付額は約13.9兆円となっている。また、ジュニアNISAの口座数は約27万口座、買付額は約856億円となっている。	
有効性	要望の措置の適用見込み	5,129万人（2017年度 個人株主数の延べ人数） （出典）東京証券取引所等「2017年度株式分布状況調査」
	要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	要望の措置は、制度の普及や利用促進に資するものであり、家計の安定的な資産形成の促進に有効である。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	なし
	予算上の措置等の要求内容及び金額	なし
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	なし
	要望の措置の妥当性	要望の措置は、制度の普及や利用促進に資するものであり、妥当である。

<p>税負担軽減措置等の適用実績</p>	<p>平成30年3月末時点で、NISA（一般・つみたて）の口座数は約1,168万口座、買付額は約13.9兆円となっている。また、ジュニアNISAの口座数は約27万口座、買付額は約856億円となっている。</p>
<p>「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績</p>	<p>対象外</p>
<p>税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）</p>	<p>平成30年3月末時点で、NISA（一般・つみたて）の口座数は約1,168万口座、買付額は約13.9兆円となっている。また、ジュニアNISAの口座数は約27万口座、買付額は約856億円となっている。</p>
<p>前回要望時の達成目標</p>	<p>NISA等の普及・促進により、家計の安定的な資産形成の支援と経済成長に必要な成長資金の供給拡大の両立を図ること。</p>
<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>上記のとおり、平成30年3月末時点で、NISA（一般・つみたて）の口座数は約1,168万口座、買付額は約13.9兆円となっている。また、ジュニアNISAの口座数は約27万口座、買付額は約856億円となっており、着実に普及・利用促進が進んでいる。</p>
<p>これまでの要望経緯</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・平成21年度改正 NISAの創設 ・平成22年度改正 NISAの法制化 ・平成23年度改正 NISAの利便性の向上・事務手続の簡素化 ・平成24年度改正 NISAの利便性の向上・事務手続の簡素化 ・平成25年度改正 NISAの恒久化等 ・平成26年度改正 NISAの利便性向上 ・平成27年度改正 ジュニアNISAの創設等 ・平成28年度改正 NISAの利便性向上 ・平成29年度改正 つみたてNISAの創設等 ・平成30年度改正 NISA等の利便性向上・充実
<p>ページ</p>	<p>10—4</p>